

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
教良木	大 友	字倉江 1211、1224 の 1 に隣接する水路である国有地の一部	教良木	倉 江
教良木	尻 喰	字大友 1206 に隣接する道路である国有地の一部	教良木	大 友
教良木	尻 喰	字倉江 1211 に隣接する道路である国有地の一部	教良木	倉 江

熊本県告示第 1017 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨牛深市長から届出があった。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
牛深市牛深町字后向 3437 の 4、3437 の 9、3437 の 12 地先並びに字荒木川 3275 の 11 に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地 1,728.43 平方メートル	牛深市牛深町字后向

熊本県告示第 1018 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨三角町長から届出があった。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
宇土郡三角町大字波多字郷開 2864 の 56、2864 の 57 地先公有水面埋立地 10,675.88 平方メートル	宇土郡三角町大字波多字郷開

公 告

熊本県公告第 707 号

熊本県立劇場条例施行規則（昭和 57 年熊本県規則第 60 号）第 3 条第 2 項の規定により、熊本県立劇場（有料駐車場を除く。）を次のとおり休館する。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 期間 平成 15 年 12 月 23 日から平成 16 年 3 月 18 日まで
- 2 理由 施設改修工事のため

熊本県公告第 708 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 15 年 10 月 6 日
- 2 披処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
(1) 有限会社中本設備工業
熊本市二本木一丁目 2 番 39 号
代表取締役 中本 登
熊本県知事許可（般 - 12）第 7771 号